

275.6-39



1200700300306

福井縣社會教育概要



始





縣社會教育概要



昭和元年
十二月二十八日

踐祚後朝見ノ儀ニ於テ賜ハリタル勅語

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ
惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサラシコトヲ之レ懼ル
輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ

舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃
クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ
我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中
外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスル
ヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通
ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和
シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是
レ朕力軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニ
シ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司
其レ克ク朕力意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕力躬
ヲ匡弼シ朕力事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼
セヨ

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國
本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源
ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實
勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是皆道德ヲ尊重シテ國民
思想ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニアラサルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ
以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜競々トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄カニ
災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦
生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスンハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今時ノ災
禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下
協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他シ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實効ヲ舉

クルニ在ルノミ宜シク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗
ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人
倫ヲ明ニシテ親知ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義
勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テハ
一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會
ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘
センコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣
各省大臣

皇太子殿下御令旨

國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ諸子能
ク内外ノ狀勢ニ顧ミ恒ニ其ノ本分ヲ盡シ奮勵協力以
テ所期ノ目的ヲ達成スルニ勗メムコトヲ望ム

大正九年十一月二十二日

奉答文

畏クモ

皇太子殿下本日全國青年團員ニ對シ特ニ優渥ナル
令旨ヲ賜ハリ青年ノ嚮フヘキ所ヲ示シ給ヘリ一同恐
懼ニ堪ヘス爾今益協心戮力修養ニ努メ以テ 令旨ニ
副ハムコトヲ誓ヒ奉ル

福井縣社會教育概要

目次

青年團ニ關スル訓令……………一

青年團ニ關スル第一回訓令……………一

青年團ニ關スル第二回訓令……………二

青年團ニ關スル第三回訓令……………三

青年團ニ關スル第四回訓令……………四

青年團ニ關スル第一回縣訓令……………五

青年團ニ關スル第二回縣訓令……………六

第一章 本縣社會教育の沿革……………七

第一節 機關と分掌事務……………七

第二章 教化團體……………八

第一節 青年團……………八

一、縣下青年團現況……………九

二、縣下青年團施設事項一覽表……………一〇

- 三、青年團の修養に關する施設……………一一
- (表彰青年團)……………一二
- 四、三方郡十村青年團……………一二
- 五、足羽郡六條村實業青年會……………一三
- 第二節 處女會……………一五
 - 一、縣下處女會現況……………一六
 - 二、縣下處女會施設事項一覽表……………一七
 - 三、處女會の修養に關する施設事項……………一八
- 第三節 少年團……………一九
 - 一、少年團團體……………二〇
 - 二、少年團の施設事項……………二〇
- 第四節 戶主會及婦人會……………二二
 - 一、優良なる戶主會……………二二
 - 二、優良なる主婦會……………二二
- 第五節 青年團處女會の聯絡機關……………二三
 - 一、福井縣聯合青年團……………二三
 - 二、福井縣聯合處女會……………二六

第三章 觀覽施設……………三〇

- 第一節 圖書館……………三〇
 - 一、公私立圖書館……………三一
- 第二節 博物館……………三一
 - 一、博物館……………三一
- 第三節 活動寫真……………三二
- 第四節 民衆教育と娛樂……………三四
- 第四章 各種教化運動……………三四
 - 第一節 社會奉仕運動……………三四
 - 一、社會奉仕日の舉行……………三五
 - 第二節 民力涵養勤儉獎勵運動……………三五
- 第五章 學校を中心とする社會教育的施設……………三六
- 第六章 青年訓練施設……………三九

青年團ニ關スル訓令

青年團ニ關スル第一回訓令

北海道府縣

青年團體ノ設置ハ今ヤ漸ク全國ニ洽ク其ノ振否ハ國運ノ伸暢地方ノ開發ニ影響スル所殊ニ大ナルモノアリ此ノ際一層青年團體ノ指導ニ努メ以テ完全ナル發達ヲ遂ゲシムルハ内外現時ノ情勢ニ照シ最モ喫緊ノ一要務タルベキヲ信ス

抑々青年團體ハ青年修養ノ機關タリ其ノ本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素質ヲ得シムルニ在リ隨テ團體員ヲシテ忠孝ノ本義ヲ體シ品性ノ向上ヲ圖リ體力ヲ増進シ實際生活ニ適切ナル知能ヲ研キ剛健勤勉克ク國家ノ進運ヲ扶持スルノ精神ト素質トヲ養成セシムルハ刻下最モ緊切ノ事ニ屬ス其ノ之ヲシテ事業ニ當リ實務ニ從ヒ以テ練習ヲ積マシムルモノ亦固ヨリ修養ニ資セシムル所以ニ外ナラズ若シ夫レ團體ニシテ其ノ嚮ヲ所ヲ誤リ施設其ノ宜シキヲ得サルコトアラシカ管ニ所期ノ成績ヲ學ゲ得サルノミナラズ其ノ弊ノ及ブ所測リ知ルベカラザルモノアラム故ニ地方當局者ハ須ク此ニ留意シ地方實際ノ情況ニ應ジ最モ適切ナル指導ヲ與ヘ以テ團體ヲシテ健全ナル發達ヲ遂ゲシメンコトヲ期スヘシ

大正四年九月十五日

內務大臣法學博士 一 木 喜 德 郎
文部大臣法學博士 高 田 早 苗

青年團ニ關スル第二回訓令

北海道府縣

二

青年團體ハ青年修養ノ機關タリ曩ニ其ノ本旨ノ存スル所ヲ訓令シ更ニ其ノ依遵スベキ所ヲ通牒セシメ
タリ爾來時勢ノ進展ハ益々之ガ振興ノ機運ヲ促進シ經營竝ニ指導亦漸ク眞摯ヲ加ヘタリト雖モ組織ノ
井然タルモノアルニ比シ内容往々ニシテ之ニ伴ハズ多クハ尙點睛ヲ缺クノ憾ナシトセズ

今ヤ世界戰亂ノ衝動ハ汎ク精神上竝ニ經濟上ノ各方面ヲ掀盪シ殊ニ國民思想上ノ刺戟ニ至リテハ一
層深甚ナルモノアラントス顧フニ此ノ曠古ノ變局ニ處シテ嚮フ所ヲ誤ラズ更ニ戰後激甚ナルムトスル
國際ノ競爭ニ應ジテ帝國ノ基礎ヲ堅實ニシ毅然トシテ其ノ重キヲ中外ニ爲サシムルモノ國家活力ノ源
泉タル青年ノ努力ニ待ツ所多シ之ヲシテ益々國體ノ精華ヲ尊重シ心身ヲ研磨シテ將來更ニ規模ノ大ヲ
加フベキ實務ノ負擔ニ堪フルノ力ヲ涵養セシムルハ刻下最要ノ先務タリ青年團體ノ指導ヲ以テ任トナ
ス者ハ宜シク立國ノ本義ト世界ノ大勢トニ徴シテ其ノ適順スル所ヲ闡明シ能ク青年ノ心理ヲ諒解シテ
理之ヲ誨ヘ情之ヲ掖ケ身ヲ以テ範ヲ示シ苟モ其ノ歸趨ヲ誤ラシメザランコトヲ期スベシ若シ夫レ經濟
ノ變調ニ伴ヒテ華美頹唐漸ク其ノ風ヲ成スガ如キニ至リテハ國家ノ健全ナル進運ヲ茶毒スルコト尠シ
トセズ青年ノ教養亦宜シク此ニ留意シテ其ノ操守ヲ堅ウセシメ益々篤實剛健ノ氣風ヲ興サシムルニ努
ムベシ

今青年團體ノ現狀ニ顧ミ之カ健全ナル發達ニ資スベキ當今ノ要項ヲ左ニ條舉シ以テ地方ノ實況ニ照シ
參酌其ノ宜シキヲ制セシメムコトヲ期ス

一、青年ヲシテ實地活用ノ智徳ヲ進メシムルハ補習教育ニ待ツモノ多シ之カ施設ニ勉メ相率キテ學ニ
就カシメ以テ其ノ普及ト徹底トヲ圖ランコトヲ要ス

一、公共ノ精神ヲ養ヒ公民タルノ性格ヲ陶冶スルハ青年ノ教養ニ於テ關クベカラザル要綱タリ補習教
育ノ施設其ノ他適切ナル方法ヲ講ジ以テ其ノ目的ヲ達成セムコトヲ要ス

一、方今圖書ノ刊行セララルモノ多ク之ニ伴ウテ青年ノ讀書趣味ヲ増進スルモノ尠シトセズ能ク内ノ
選擇ヲ慎ミ青年ヲシテ健全ナル識見ヲ廣ウセシメムコトヲ要ス

一、青年ノ身體ヲ鍛鍊シテ其ノ體力ヲ増進スルハ國家ノ活力ヲ養フノ要素タリ心身共ニ堅實ナル素質
ヲ大成セシメ平時並有時ノ秋ニ處シテ其ノ本分ヲ盡スニ於テ遺憾ナカラシメムコトヲ要ス

一、青年ノ修養ハ各自ノ自覺ヲ以テ本トス而モ之ガ指導ノ任ニ當ル者竝其ノ中心タル者ノ力ニ待ツ所
殊ニ大ナルモノアルヲ以テ適切ナル方法ニ依リ之ガ善導ト養成トニ勉ムコトヲ要ス

方今内外ノ情勢ヲ稽フルニ根柢アリ活力アル青年團體ハ帝國ノ殊ニ要求シテ已マサル所ナリ地方當局
者ニハ深ク此ニ顧ミ今後一段ノ精采ヲ加ヘテ之ガ啓發策進ニ努力シ各團體ヲシテ其ノ目評ヲ齊シウシ
其ノ步調ヲ一ニシ相互ニ督勵シテ能ク其ノ形體實質共ニ一貫セル鍛成ノ美ヲ濟サシムベシ

大正七年五月三日

內務大臣 水野鍊太郎

文部大臣 岡田良平

青年團ニ關スル第二回訓令

北海道府縣

青年團體ノ實績近來漸ク見ルベキモノアルハ邦家ノ爲洵ニ喜フベキ所ナリ然レドモ益々其ノ内容ヲ整
理シ實質ヲ改善シテ健全ナル發達ヲ遂ゲシムルニハ今後尙施設スベキ事項尠シトセズ特ニ自主自立以
テ大ニ其ノ力ヲ展ベシムルハ團體ノ本旨ニ顧ミテ頗ル緊要ノ事ニ屬ス隨テ其組織ハ之ヲ自治的ナラシ

三

ムルニ努メ団体ノ事ヲ統フル者ハ之ヲ団体員ノ中ヨリ推舉セシムルヲ本則トスベク其ノ官行署學校等
トノ關係ニ至リテハ互ニ氣脈ヲ通ジ連絡ヲ圖リ相提携シテ之ガ發達ヲ助成セムコト要ス今ヤ平和克復
シテ
大詔煥發セラル國家正ニ重要ノ時期ナル此時ニ際シテ國民ノ奮勵努力ヲ要スル殊ニ切ナルモノアリ青
年団体ハ思フ茲ニ致シ益々堅實ノ俗ヲ興シ剛健ノ風ヲ養ヒ其ノ使命ノ重キニ副ハンコトヲ期スベシ各
位能ク此ノ趣旨ヲ体シ地方ノ實情ニ鑑ミテ策勵宜シキヲ制シ以テ其實徹ヲ期セムコトヲ望ム

大正九年一月十六日

内務大臣 床 次 竹 二 郎
文部大臣 中 橋 德 五 郎

青年團ニ關スル第四回訓令

北海道府縣

全國青年團代表者ノ明治神宮ヲ參拜スルニ方リ畏クモ 東宮殿下ニハ特ニ青年團員ニ對シ優渥ナル令
旨ヲ賜ヒ青年ノ嚮フ所ヲ示サセラル盛意深遠洵ニ感激ニ堪ヘズ
願フニ青年團ノ發達近時見ルベキモノアリト雖モ現下内外ノ情勢ニ稽ヘ更ニ一段ノ精采ヲ加ヘシムル
ノ要アリ團員ヲシテ愈々深ク其ノ責任ヲ自覺シテ將來國運ヲ扶翼スルノ意氣ヲ旺ニシ明カニ立國ノ本
義ヲ體得シテ忠亮堅實其ノ歸嚮ニ惑フコトナク固ク自主自立ノ精神ヲ把持シテ勇猛策進其ノ修養ニ勵
ミ益々健全ナル國民善良ナル公民タルノ素質ヲ充實シ克ク協力一致團體ノ美ヲ遂ゲシメ以テ令旨ヲ奉
體スルニ萬遺憾ナカラシメラレムコトヲ望ム

大正九年十一月二十四日

内務大臣 床 次 竹 二 郎
文部大臣 中 橋 德 五 郎

青年團ニ關スル第一回縣訓令

郡市役所

青年團體ノ振否ハ單ニ地方ノ開發ニ關スルノミナラズ延テ國運ノ伸暢ニ影響スル所殊ニ大ナルモノア
リ青年團體ノ指導ハ現下内外ノ情勢ニ照シ最モ喫緊ノ一要務タルヲ以テ此際既設團體ニ對シテハ一層
適切ノ指導監督ヲ加ヘ以テ其ノ實績ヲ舉ゲシムルト共ニ未設ノ地方ニ對シテハ之ガ設置ヲ獎勵シ苟モ
縣下ノ青年ニシテ團體員タラザルモノナキニ至ラシムルヲ要ス
抑モ青年團體ハ青年修養ノ機關タリ其本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素
養ヲ得セシムルニ在リ翻テ我帝國ノ現狀ヲ索スルニ近代文化ノ普及ニ伴ヒ其ノ餘弊亦憂フベキモノナ
キニアラズ故ニ團體員ヲシテ忠孝ノ本義ヲ體シ品性ノ向上ヲ圖ラシムルト共ニ補習教育及適當ノ武技
運動ヲ獎勵シ精神ノ鍛鍊體力ノ増進ヲ圖リ又土地ノ狀況ニ應ジ農工商等ノ實際生活ニ適切ナル知能ヲ
研磨セシメ以テ剛健勤勉克ク國家ノ進運ヲ扶持スルノ精神ト素質トヲ養成セシムルハ實ニ刻下最モ緊
切ノ事ニ屬ス其ノ之ヲシテ殖産及公共ノ事業其他ノ實務ニ從ヒ練習ヲ積マシムルモノ亦固ヨリ修養ニ
資セシムル所以ニ外ナラズ若シ夫レ團體ニシテ其ノ嚮フ所ヲ誤リ施設其ノ宜シキヲ得サルコトアラン
カ管ニ所期ノ成績ヲ舉ゲ得サル而已ナラズ其ノ弊ノ及ブ所測リ知ルベカラザルモノアラン故ニ郡市町
村ノ當局者ハ須ク此ニ留意シ地方實際ノ情況ニ應ジ適實ナル指導ヲ與ヘ以テ團體ヲシテ健全ナル發達

ヲ遂ゲシメンコトヲ期スベシ

大正五年一月十日

福井縣知事 佐藤孝三郎

青年團ニ關スル第二回縣訓令

郡市役所

全國青年團代表者ノ明治神宮ヲ參拜スルニ方リ畏クモ
東宮殿下ニハ特ニ青年團員ニ對シ優渥ナル 令旨ヲ賜ヒ青年團ノ嚮フ所ヲ示サセラル盛意深遠洵ニ感
激ニ堪ヘズ顧フニ縣下青年團ノ發達近時見ルベキモノアリト雖モ現下内外ノ情勢ニ稽ヘ更ニ一段ノ精
采ヲ加ヘシムルノ要アリ即チ團員ヲシテ固ク自主自立ノ精神ヲ把持シテ勇猛策進施設其ノ宜シキヲ得
愈々修養ニ勵ミ苟モ輕舉妄動ニ陷ラズ克己自制深ク其責任ト義務ノ觀念ヲ自覺シテ將來國運ヲ扶翼ス
ルノ意氣ヲ旺ニシ明ニ立國ノ本義ヲ體得シテ益々健全ナル國民善良ナル公民タルノ素質ヲ充實シ克ク
協力一致團體ノ美ヲ遂ゲシノ以テ令旨奉戴スルニ萬遺憾ナカラシメンコトヲ望ム

大正九年十二月二十一日

福井縣知事 湯地幸平

福井縣社會教育概要

福井縣學務部社會課編

第一章 本縣社會教育の沿革

第一節 機關と分掌事務

本縣に於ては夙に時代の趨勢に鑑み學校教育の擴張充實を期すると共に、更に社會教育普及の一層
緊切なるを認め屢研究を重ね施設する所ありたるが、今其の經過の概要を擧ぐれば

大正八年四月内務部教育課に社會教育主事並に民力涵養事務を掌らしむ囑託を置き主として青年團、
處女會の指導を爲さしめたるも時勢の進運に伴ひ益々其の事務繁激を加へ且つ社會教育並に社會事業
に關する事務の統括を必要とし、大正十一年五月内務部に社會課を新設し全時に青年團及處女會、其
の他一般社會教化に關する事項は何れも之を社會課の主管と爲し、大正十五年學務部の新設と共に之
に屬し、愈々統一的、計劃的に社會教育の振興發展に努めつゝあるが現在社會課に於て管掌しつゝあ
る社會教育事務の範圍は大略次の様である。

- 青年團處女會に關する事項
- 青年訓練に關する事項
- 生活改善研究並に獎勵に關する事項
- 善良なる讀物の普及獎勵に關する事項
- 特殊兒童の教育に關する事項
- 思想問題に關する事項
- 圖書館に關する事項
- 教育的觀覽施設に關する事項
- 民衆娛樂に關する事項
- 職業指導に關する事項
- 其他成人教育、社會教育に關する事項

第二章 教化團體

第一節 青年團

本縣に於ける各青年團は其の起源頗る遠く、明治、大正と時世の進運に伴つて、遊びの集團から、働きの集團へ、働らきの集團から力の集團へと、猛烈な勢を以つて修養機關の團體に押し進んで來て、現今では何れも膨大なる秩序あり組織ある團體になつて來たのである。特に大正四年九月内務文部兩大臣の訓令により其の組織愈々整然たるを加へ、更に皇太子殿下より優渥なる御令旨を給ふて一段の精彩を加ふるに至つた、縣下に於ける青年團體數は百八十七にして之れが團長種別は正團員、九十七

人、特別團員六人、名望家三十四人、小學教員三十七人、村長七人、僧侶一人にして團長欠員團體五を算す、而して正團員總數二萬三千四百六十七人、特別團員三千百十五人、經費豫算總計三萬四千壹圓、資産現金二萬三千八百四十七圓九十八錢、有價証券二千六百五十圓、土地五百圓、植林百二十圓なり、之れを郡市別に示せば次の如し。

一、縣下青年團現況

聯絡機關	郡市名	郡市青年團名	市町村		市町村青年團長		會員數	年齡	市郡青年團	
			青年團數	正會教員	名望家	其他			經費總額	基本財産
福井縣聯合青年團	足羽	足羽郡青年團	三	九	一	二	八七	一五	二、六〇〇、〇〇	一、五〇一、〇〇
	吉田	吉田郡青年團	三	三	二	一	一七〇	一五	二、七五〇、〇〇	六〇九、〇〇
	坂井	坂井郡青年團	三	三	三	二	四〇三	一五	二、七五〇、〇〇	二、六六六、九
	大野	大野郡青年團	六	〇	五	七	四〇〇	一五	五、〇〇一、〇〇	五、〇〇〇、〇〇
	今立	今立郡青年團	八	六	三	七	三〇一	一六	三、六〇六、六	三、四〇八、六
	丹生	丹生郡青年團	三	二	二	二	二九〇	一六	三、九〇〇、〇〇	三、五八〇、〇〇
	南條	南條郡青年團	三	三	六	二	二七三	一五	三、三〇八、〇〇	四、五八〇、〇〇
	敦賀	敦賀郡青年團	七	二	七	三	一、六五〇	一五	一、四七〇、〇〇	三、四〇〇、〇〇
	三方	三方郡青年團	七	二	四	一	一、二八〇	一五	一、七五〇、〇〇	四、五二六、七
	大飯	大飯郡青年團	八	八	二	一	二、七〇〇	一五	二、二六〇、〇〇	二、五九〇、〇〇
計			一七	七	三	一	二六、五六一	一五	三、四〇〇、〇〇	二七、七、六

二、福井縣下青年團施設事項一覽表

郡市名	施設事項
足羽	講演會、體育會、道路修繕、品評會、農事視察、敬老會、活動寫真、軍隊慰問、家畜調査、早起會、一夜講習會、見學旅行、展覽會、風俗改良、貯金獎勵、雜誌發行、幹部講習會、
吉田	總會、體育會、會計發行、各種品評會、諸視察、講演會、早起會、敬老會、壯丁教育、奉仕作業、一夜講習會、雜誌發行、幹部講習會、
坂井	一夜講習會、總會、講演會、運動會、奉仕作業、競技會、展覽會及品評會、軍隊視察、敬老會、漬足、夜警、水泳會、幹部講習會、
大野	講演會、運動體育會、農事視察、試作田會、共同作業、品評會、夜警、朝起會、一夜講習會、道路修繕、在營兵慰問、消費節約勸行、神社寺院掃除、雜誌發行、幹部講習會、
今立	講演會、體育會、道路修繕、品評會、農事視察、敬老會、活動寫真、軍隊慰問、家畜調査、早起會、一夜講習會、見學旅行、展覽會、風俗改良、貯金獎勵、雜誌發行、幹部講習會、
丹生	總會、體育會、會計發行、各種品評會、諸視察、講演會、早起會、敬老會、壯丁教育、奉仕作業、一夜講習會、雜誌發行、幹部講習會、
南條	講演會、體育會、道路修繕、品評會、農事視察、敬老會、活動寫真、軍隊慰問、家畜調査、早起會、一夜講習會、見學旅行、展覽會、風俗改良、貯金獎勵、雜誌發行、幹部講習會、
敦賀	總會、體育會、會計發行、各種品評會、諸視察、講演會、早起會、敬老會、壯丁教育、奉仕作業、一夜講習會、雜誌發行、幹部講習會、
三方	講演會、體育會、道路修繕、品評會、農事視察、敬老會、活動寫真、軍隊慰問、家畜調査、早起會、一夜講習會、見學旅行、展覽會、風俗改良、貯金獎勵、雜誌發行、幹部講習會、

遠敷	大飯	福井
總會、體育會、會計發行、各種品評會、諸視察、講演會、早起會、敬老會、壯丁教育、奉仕作業、一夜講習會、雜誌發行、幹部講習會、	講演會、體育會、道路修繕、品評會、農事視察、敬老會、活動寫真、軍隊慰問、家畜調査、早起會、一夜講習會、見學旅行、展覽會、風俗改良、貯金獎勵、雜誌發行、幹部講習會、	總會、體育會、會計發行、各種品評會、諸視察、講演會、早起會、敬老會、壯丁教育、奉仕作業、一夜講習會、雜誌發行、幹部講習會、

三、青年團の修養に關する施設

智徳方面の施設	體育方面の施設	娛樂方面の施設
<p>補習教育。青年幹部講習會。勸語部書信奉讀會。總會及例會。講演會講話會。夜學會。通信教授。一夜講習會。壯丁教育。教育點呼。手帖交付。見學旅行。視察旅行。文庫の回覽。修養時報配布。新聞雜誌の回覽。揭示板設置。道路橋の建設。史蹟名勝案内札建設。農作物試作。團藝畑。農作物品評會。製作品展覽會。道路橋梁の修繕。除雪。一事實行會報德會高約會の組織。共同又は個人貯金。夜警自衛隊。左側通行及時間勸行。各種中合せ勸行。統計調査。表彰。禁酒勸行。敬老會。機關雜誌發行。暴風警習の調査研究。綿服着用。神社寺院への奉仕作業。入退兵の送迎。學校教育助勢。警察事務の助勢。自治幫助。</p>	<p>相撲。擊劍柔道弓術水泳。運動會遠足會。運動競技。銃劍術。合同體操國民體操。氣合術。マラソン。健足旅行登山會強行軍。會員身體檢査執行。朝起會靜座法。冷水浴冷水摩擦。衛生劇。馬術射擊狩獵。禁酒禁煙。公衆衛生の改善。家庭衛生の改善。個人衛生の改善。強健者表彰。優勝旗授與。食事作業時間の制定。衛生談話會。村内の清潔幫助。棒押。スキー。力持。</p>	<p>琵琶。談曲。浪花節。軍歌。詩吟。笛。尺八。淨瑠璃。</p>

會合に關するもの
地方的慣習によるもの

音樂會、謠曲會、義太夫會、浪花節、活動寫眞、俳句、將棋、二輪加、芝居、園藝、盆踊、
劍舞、歌留多會、試食會、講談會、試讀會、樂隊、自轉車會、競馬、射的、觀月會等。
祭禮の際には獅子舞、山車、地車、宮相撲、神樂、手踊、劍舞、田植舞、神輿かつぎ等。

本省よりの表彰

表彰年月日	表彰官	名	事務所々在地	團員數	經費	視察順路及交通ノ便
大正十年十一月二十二日	文部省	三方郡十村青年會	十村 小學校	二五	一七、二〇	小濱線十村驛ヨリ約十町
大正十二年三月二十八日	内務省 文部省	足羽郡六條村實業青年會	六條村天王小學校	二三	五五、〇〇	北陸線福井驛ヨリ東南一里人力車アリ

本縣よりの表彰

表彰年月日	會	名	事務所々在地	團員數	經費	視察順路及交通ノ便
大正十年十一月二十二日	同	足羽郡六條村實業青年會	六條村天王小學校	二三	五五、〇〇	北陸線福井驛ヨリ東南一里人力車ノ便アリ
同日	同	今立郡片上青年會	片上小學校	〇	一六、六	同線江驛ヨリ東方二里自働車ノ便アリ
同日	同	敦賀郡中郷青年會	中郷小學校	一七	一五、〇〇	同線敦賀驛ヨリ東一里半人力車ノ便アリ

四、三方郡十村青年團

三方郡十村青年會は明治二十九年に創立し、爾後會員協力し漸次會の發展充實に努力したる結果、

施設經營訓練共に宜しきを認められ大正十一年十一月二十二日文部大臣より表彰を受けたり、之の光榮を永遠に記念せん爲め翌一年には圖書館を建設し一般人の閲讀を奨励し益々智識の開發修養に努め其他左記事業を施設經營し一層會の發達を計ると共に社會の爲にも貢獻しつつあり。

施設經營の一般

講演會、一夜講習會、養蠶短期講習會、壯丁教育、圖書館、展覽會、視察旅行、補習教育
學力調査、縣郡主催に係る講習員派遣、体育大會、登山及遠足、体操擊劍、身體検査、道路標識の建設、在營者慰問、軍人入退營者歡送迎、道路橋梁修繕、自警會、朝起會、日誌
記入、貯蓄獎勵、時間勵行、風紀の改善、綿服獎勵、試作田實習、塩水選勵行、植林事業、
五、足羽郡六條村實業青年會

一、沿革 明治四十三年三月小學校長村有志及青年相集りその協議の結果各字の若連中組を解散せしめて規則規約を制定し茲に六條村青年團となせり然るに當時村内十一字中三字は加入せざりしが大正二年八月第五回總會に於て三大字も加入し茲に於て純然たる一村十一支部の青年團を組織するに至れり而して翌三年春季總會に於て青年團を六條村實業青年會と改稱し時勢の進運と時代の要求に應じ會員一致協力し益々内容を充實を圖り諸般の事業を施設經營しその事績著しきものありたる結果大正十年十一月二十二日知事より表彰を受く爾後會員は益々奮勵協力して修養に努め團體を鞏固にし施設經營

訓練共に宜しきを得たるを以て大正十二年三月二十八日内務文部大臣より表彰を受くるに至れり之れを永遠に記念せんが爲め在來の圖書閱覽所に接續し青年會館を建設し益々本會の發展を圖りつゝあり
時間勵行、在營者慰問、軍人入退營者歡送迎、道路橋梁修繕、綿服獎勵、自警會、朝起會

二、施設

- (イ) 補習教育 本會員にして滿二十歳迄の者は本村立天王補習學校に入學し補習教育を受くる義務あるものとし生徒の就學出席獎勵の爲毎月各支部の統計表を作り優等支部には優等提灯を興へ居れり尙各支部は會員中より二名の學事獎勵委員を設け督促を爲すと共に生徒自ら覺醒し近時良好なる成績を收め文部大臣より表彰せらる
- (ロ) 智徳の啓發 毎年講演會、講習會、雄辯會、討論會、修養會等を開催する外毎月一回會報を發行し其他巡回文庫及新聞雜誌圖書閱覽所を設け智徳の啓發に努む
- (ハ) 職業 農村なるを以て會員殆んど農業家にして會員として毎年各自一段歩内外の試作自習田及一畝歩内外の蔬菜實習圃を經營し稻作増收品評會、蔬菜品評會、副業品評會等を開催する外地方の農事視察を行ひ農事の改良を圖りつゝあり
- (ニ) 体育衛生 會員各自は常に青年体操を行ひ体育を尊重し自覺的に其向上に努め其他角力、武道登山、遠足、水泳及体育大會を舉行して身体を鍛鍊し尙毎年一回体育講習會會員の体格検査等を

行ひ身体の發育を圖ると共に同時に衛生講習會を催し衛生の觀念を徹底せしめつゝあり

(ホ) 娛樂 毎年春秋二回娛樂會を開き劍舞、琵琶、講談、浪花節、活動寫真會等を行ひ夏季に至りて從來よりの盆踊の歌詞を改善する爲盆踊會を催す

(ヘ) 社會奉仕 道路の修繕、掃除及除雪には會員協力して之に當り冬季積雪の際は雨除けを爲し以て公衆の便に供す又救護班を設置し夜警を行ひ火災盜難の豫防に努め災害に際しては消防組員に加はりて救護の補助ををなし尙村内數ヶ所に道路指導標を建設し或は危險物投入函を設けて硝子茶碗等の破片を集めて交通の安全を圖れり

第二節 處女會

處女會は青年女子の修養の機關にして其の本旨とする所は團体的訓練により婦人として美德を涵養し社會及家庭の實生活に適切なる智能を修得し、貞淑にして健全なる主婦たり將た又良妻賢母たるの資質を養ひ以て女子の本分を完うせしむるにあり、輓近時世の進運は益々之が振興の氣運を促進し、其の普及に努めし結果處女會の組織漸く縣下に治く、特に最近女子青年團の振興に關する訓令ありて以來經營並に指導愈々眞摯を加ふるに至つた。

縣下に於ける處女會總數百九十五團體にして會長種別正會員十五人、特別會員二人、小學校長七十九

大	講演會、講習會、基本金蓄積、修養會、遠足、一夜講習會
福井	修養會、講習會、總會

三、處女會修養に關する施設事項

智徳方面の施設	補習教育。講演會。讀書會。會誌發行。ホスター。講習會(手藝、衛生、育兒、家事、裁縫、製菓、染色、機械、器具製造、副業品等)。遊覽文庫の閱讀。神社佛閣境内の掃除。遠足。總會例會。慈善會。作法實習。圖書回覽。揭示。處女新聞の發行。視察旅行。出稼婦人に定期通信。一事實行。就學兒童出席督促。軍人家族の慰問。時間勵行會。勤儉貯蓄の奨励。表彰。生活改善の研究。製作品展覽會。社會奉仕事業。慶弔慰問。結婚の改善。一日一善。農産製造(茶、醬油、味噌、麴、乾菜等)。兒童保護。國旗掲揚。草花栽培。農民工藝(麥稈直田、竹細工、木工細工)。造林(竹、桐等)。桑園。果樹園。蔬菜栽培。手藝品の共同製作。屑藪の整理及製糞。養蠶。野草刈取。廢物利用の共働。バザー。育雛及養鷄。
體育方面の施設	運動會(單獨に又は小學校と連絡して)。遠足會登山。遊戲會。衛生講習會。蚊蠅驅除宣傳。朝起會。靜座會。授産場の設置。ビンボン。スケート。弓術。庭球。深呼吸。繩飛。球戲。槌こり。徒歩奨励。衛生劇。冷水摩擦。服裝の改善。清潔整頓。消毒日設定。會員身體検査。
娛樂方面の施設	音樂會。談話會。娛樂會。歌カレタ。盆踊。活動寫真。芝居。觀月會。生化插花。茶の湯。和歌俳句。園藝。讀書會。福引。寶探。歌劇。活人畫。劍舞。

第三節 少年團

少年團の目的は學校教育其他各種少年教育施設の擴充であつて、少年の學業や業務の餘暇を以て少年に共通な興味を利用し、人格の涵養に努め、善良有爲の公民たるの資質を得しむるにある。従つて其の訓練法は觀察推理の練習や手工技能の練磨を主眼として、之を少年の好める遊技に仕組み、力めて自然に親しましめる爲に、野外や水上の生活に奨励し内に在りては克く家事を助け、出でては克く社會に奉仕し人を助くるの實を練り、他人を尊重すると共に、自立の精神を養はしめるにある。恰も少年團体は學校教育と家庭教育との中間に存在して兩者に密接不離の關係を有するものであつて、青年團處女會の基礎的訓練を行ふと云ふ見地からも、又社會の子供として自己を認むる點よりも寔に社會教育上重要な教育團體である。本縣に於ても夙に之が設置を奨励し、指導誘掖に努めたる結果、其の數に於ても著しく増加し、其の質も又、一段の進境に達する至つた。今縣下に於ける少年團を見るに、所謂現在少年團と稱へらるゝ(ボーイスカウト)系のもの、又日本赤十字社に於て各府縣支部をして奨励せしめつゝある赤十字少年團、並に從來各部落に存置されてゐた子供連中の發達よりなる、少年團との三系統あり。其の目的、内容に於て多少の相違がありと雖も、何れも堅實なる國民思想の涵養と、体力の増進とを目的とし、其の實踐躬行を期せんとするものである。

一、少年團體調

大	少年團體		團長種別	正團員數	全上	經費				
	總數	其他				本年預算高	補助費	寄付金	其他	
二	加日本聯盟	少年團	團員	七、八六	六才より	一、七六	〇	七	九六	七五
三	赤十字團	少年團	團員外							
四	其他	少年團	團員外							
五	其他	少年團	團員外							

二、少年團施設事項

社會奉仕善行獎勵に關	身體の鍛錬に關するもの	智徳の修養に關するもの
<p>一日一善 早起獎勵 稲害虫驅除</p> <p>學校出席獎勵 道路の掃除草 風紀改善</p> <p>社寺參拜 排雪 墻風申合の實行</p> <p>社寺墓地の清掃 危險物除去 國旗掲揚</p>	<p>登山 遠足 水泳 庭角 球力 各種運動競技 野球</p>	<p>讀書會 お伽會 文庫經營 下級兒童の保護</p> <p>復習會 話方會 雜誌回會 雜誌發行</p> <p>學藝會 成績品展覽會 會員相互の助合</p> <p>講演會 討論會 修養會</p>

趣味向上に關するもの	するもの
學藝會 お伽會 兒童劇	<p>時間勵行 道路上の排水</p> <p>消費節約 防火宣傳 公共物尊重</p> <p>活動寫真講演會</p>

第四節 戸主會及婦人會

一、市町村に於ける自治の發達を遂げ文化を促進し經濟及道徳の調和を圖り惹て社會教化の完成を期せんよせば須らく實行機關を整備せざるべからず、是れ戸主會及婦人會等の組織が青年團處女會の普及と相俟ちて更に緊要なる所以なり。本縣に於ては夙に之等諸團體の設置を獎勵せる結果、今や縣下各町町に其の設立を見るに至り其の活動見るべきもの尠らず、施設事項の概要を示せば園藝農事研究、家事裁縫研究、生活改善、副業獎勵記念事業、講演講習會、雜誌購讀、修養會、見學旅行、品評會、體育會、音樂會、娛樂會、協議懇談その他慈善販賣、救護慰安、内職紹介、敬老會、追吊會、奉仕作業、墓地社寺掃除、表彰、少年保護、保育所託兒所、夜學獎勵及貯金、基金蓄積等にして其の活動漸次自治的なるに至りしは洵に注目すべき現象とす。

一、成績優良なる戸主會

一、三方郡耳村南市戸主會

明治四十二年の設立にして創立當時は矯風會と稱せしも大正八年戸主會と改稱せり現在會員數百五十名にして基本金申込總額八千圓、積立濟現在金額三千圓に達せり事業としては總會を年に三回開催し區内改善事業に付き協議し時々名士を聘して講演會を開催す亦隨時道路の修繕、排水路の設備火防用貯水溜の設置修繕をなし教育の普及貯金獎勵、風紀取締、住宅改良等に努力しつゝあり。

二、大飯郡青郷村戸主會

毎年各區に於て開催し會合には村當局者出席し指示協定事項の指達及事業の實行につき協議し、其他自治の發達上に關する諸種問題を研究しつゝあり。

二、成績優良なる主婦會

一、大飯郡和田村和田主婦會

本會は大正八年八月の創立にして同村漁魚家の主婦を以て組織し、専ら主婦の修養に努め其他勤儉貯金の勵行、風俗習慣の改善をなしつゝあり。

二、三方郡耳村主婦會

大正十年の創立にして會員數八百十名に達せり事業としては家庭衛生、育兒、廣物利用等の講習會、講習會を開催し之れに要する經費は村教育會より毎年三拾圓内外を支出し主婦としての自覺を促

進しつゝあり。

第五節 青年團處女會の聯絡機關

一、福井縣聯合青年團

各市町村に於て、青年團の設置を見ざるなく、更に郡青年團の設立となり漸く本縣青年團も、組織的なる發達を遂ぐるに至つたか、時代の進展は益々急にして、更に之等各市町村青年團を以つて一丸として、益々其の勢力を統一強大ならしめ一層之が發達を促す爲、幾度か縣聯合青年團設立のことが劃策せられたが、恰も 攝政宮殿下の行啓を仰ぐに當り益々其の期が熟し、大正十四年四月二十五日遂に其の組織を見るに至り、福井中學校講堂に於て發團式を舉ぐるに至つた。爾來、總會、辯論大會、幹部講習會、相撲大會、縣外移動講習會、体育大會等を開催し縣下青年團の指導啓發に資しつゝあり。

福井縣聯合青年團々則

第一章 總則

第一條 本團は福井縣内青年團相互の連絡を圖り其進歩發達を助成するを目的とす

第二條 本團は福井縣聯合青年團と稱し本部を福井縣廳内に置く

第二章 組織

第三條 本團は各郡市の青年團を以て組織す

第三章 事業

第四條 本團は第一條の目的を達成せんがため左の事業を行ふ

- 一、優良なる青年團及優良なる團員の表彰
- 二、講習會、講演會、辯論會、体育競技會、青年大會視察及見學旅行等の開催
- 三、青年團員修養に關する研究施設及印刷物の發刊
- 四、各青年團體の事業助成
- 五、其他本團の目的を達せんがため必要なる事項

第四章 役員

第五條 本團に左の役員を置く

團長一名 副團長二名 理事若干名 代議員各郡市二名づゝ

第六條 團長及副團長は代議員會に於て代議員これを選舉す

團長は本團を代表し團務を總理す

副團長は團長を補佐し團長事故あるときは之を代理す

理事は團長之を囑託し常務に従事す

代議員は郡市青年團に於て選出し本團の重要なる事務を審議す

第七條 役員任期は二ケ年とす但し再選することを得

第八條 本團に顧問を置くことを得顧問は代議員會に於て推薦す

第五章 會議

第九條 會議を分ちて代議員會及總會とす

一、代議員會は團長これを召集し左の事項を行ふ

イ、豫算の議定及決算の認定

ロ、團長及副團長の選舉

ハ、其他重要な事項

二、總會は毎年一回これを開き左の事項を行ふ

但し必要あるときは臨時に開會することあるべし

イ、會務の報告

ロ、議 事

ハ、講 演

ニ、其他必要なる事項

第六章 經 費

第十條 本團の經費は各郡市青年團の負擔金縣費の補助金及び特志の寄附金を以て支辨す本團の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第七章 附 則

第十一條 本規約は代議員會に於て代議員半数以上の賛成を得るに非らざれば變更することを得ず

二、 福井縣聯合處女會

縣下各處女會の連絡統一を圖り其の指導誘掖に努め以て益々向上發展を期さむが爲め縣聯合處女會を組織するの必要を痛感しつゝ、ありしが郡役所廢止以來一層其の必要を感じたるを以て大正十五年六月十四日縣會議事堂に縣下代表者の出席を求め之れが組織に關し協議の結果縣聯合處女會を組織に至れり

福井縣聯合處女會々則

第一條 本會は福井縣聯合處女會と稱し力を處女の修養に致し縣内各處女會の連絡を圖り其の進歩發達を助成するを以て目的とす

第二條 本會は福井縣下に於ける各處女會を以て組織す

第三條 本會の事務所は福井縣廳内に置く

第四條 本會は前條の目的を達する爲め左の事業を行ふ

- 一 講習講演會並に展覽會等を開催すること
- 二 優良處女及團體を表彰すること
- 三 處女會を指導後援すること
- 四 其他必要と認めらるる事業

第五條 本會に左の役員を置く

- 會 長 一 名
- 副 會 長 二 名
- 理 事 若干名
- 評 議 員 二十四名(各郡市貳名)

第六條 會長は本縣學務部長の職に在る者を推す

會長は會務を總理し會議の議長となる

第七條 副會長一名は本縣社會課長の職に在るものを推し、他の一名は評議員會に於て選舉せる婦人を以て之に充つ

副會長は會長を補佐し會長事故あるときは之を代理す

第八條 評議員は各郡市内處女會に於て互選す

第九條 理事は會長之を委囑す

理事は會長の指揮を受け會務を處理す

第十條 役員任期は貳ヶ年とす但し職務に因り委囑したる役員は本縣に於ける在職中とす補闕者の任期は前任者の殘任期間とす

第十一條 本會に顧問を置き學識徳望あるもの又は本會功勞ありと認めたる者に付評議員會に於て推す

第十二條 本會は毎年壹回總會を開き左の事項を行ふものとす

一 前年度中の會務及會計の報告

二 講演

三 其他會長に於て必要と認めたる事項

第十三條 評議員會は毎年壹回通常會を開き臨時會は必要の都度之を開く評議員會に於て行ふべき主なる事項左の加し

一 副會長の選舉

二 顧問の推舉

三 豫算の議決及決算の認定

四 其他會長に於て必要と認めたる事項

第十四條 會長は書面を以て評議員の意見を徴し評議員會の議決に代ふる事を得

第十五條 議事は總て出席者の過半数を以て之を決す可否同數なる時は議長の決する所に依る

第十六條 本會の會計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第十七條 本會の經費は縣内各處女會の負擔金補助金及寄附金を以て之に充つ

第十八條 本會則は評議員の三分の二以上出席したる評議員會に於て出席者の三分の二以上の同意を得るにあらざれば變更する事を得す

第三章 觀覽施設

第一節 圖書館

社會教化事業の中、圖書館巡回文庫等の事業が樞要なる地位を占め、一般知識の向上に資する所大なるは改めて贅言を要せざる所である。本縣に於ける圖書館数は十四年十二月末に於て四十八に達し、藏書數三十二萬五千三百八十六冊、閱覽延人員六十二萬人に及ぶ。

尙郡青年團に於ては巡回文庫の制を設けつゝあるものもあり、其の他各市町村青年團及處女會等に於ては、或は其の事務所の一部に、或は便宜寺院等に於て簡易なる圖書閱覽所を設けつゝある所又尠からず、圖書館事業は社會教育中最も重要な位置を占むるもので、之が完全なる發達を遂げると否とは、社會教育上至大の影響を齎すものなる情勢に稽へ、更に學府に學びを得ずして求知心に燃ゆる地方青年の爲、益々之が完備を圖るの切實なるものあるに鑑み、本縣に於ては未だ縣營圖書館の設立なきを遺憾とし、近く之れが設立を爲すべく目下計畫中である。凡らくこのことなるの曉には、廣く一縣を單位とする巡回文庫をも併置し一層力ある活動を爲し、本縣社會教育の上に一段の光彩を放つにいたるであらう。

一、公私立圖書館

道府縣	公 立				私 立		合 計	大 正 十五年 四月 現在	大 正 十四年 度
	市	町	郡	村	計	計			
〇	四	一八	一	一〇	三	一六	四八	二七、五九・六三	三三、三六
								豫算總計	藏書冊數
									閱覽人員
									六二九、九七

第二節 博物館

民衆の教育的觀覽の一施設たる博物館は、大正四年に四、同五年に二、同十年度に一を設立し尙爾來社會進展推移と共に、各地に其の設置を見んとしつつあるが、何れも未だ其内容貧弱なるを免れず、比較的其の内容整備せるは、ひとり小濱通俗博物館のみ、まことに本縣の博物館事業は搖籃の時代にある、今郡別調査を挙げれば次の如し。

一、博物館調

(大正十三年三月末現在)

名 稱	設 立 者	設 立 年 月	種 類	點 數	大正十二年 度觀覽人數	大正十二 年度經費
通俗博物館	吉田郡東藤島村	大正四年十一月	教育的	二五	三〇	一

通俗博物館	坂井郡大關村	大正五年十一月	教育美術工業	一五	二八	一
通俗圖書博物館	大野郡勝山町教育會	大正五年九月	教育	四、五	一五	一
上岬通俗博物館	丹生郡四ヶ浦村玉川	大正四年十一月	水産工藝	六	三五	一
通俗博物館	丹生郡四ヶ浦小學校	同	同	一、五〇	二〇	一
今庄通俗博物館	南條郡今庄青年團	大正十年六月	教育	二〇	八〇	一
小濱通俗博物館	遠敷郡小濱町	大正四年十月	教育的	二、八〇	九、八〇	一

第三節 活動寫眞

近時あらゆる階級を通じ老幼男女の別無く最も多數の群衆を一堂に吸引する力の偉大なるものは活動寫眞の右に出づるものなしさらば活動映寫は國の内外を問はず全盛期にして民衆の教化機關として將亦娛樂機關とし或は宣傳機關として有力なる武器となり但つ耳と眼との二感覺に訴へ面白く愉快に若かも深刻に感動を與ふるを以て各府縣及官公署教化團體並に個人として之れが設備をなせるものと共に盛況を呈せり。

縣廳備付フィルム調

フィルム名稱	卷數	呎數	購入價格	購入年月
勇敢なる騎手	一	五〇〇	一五、〇〇〇	大正十年六月
負傷兵の活躍	一	四五〇	一五、〇〇〇	同
生活の安定	三	二、五〇〇	七五、〇〇〇	同
都に憧れ	三	二、七〇〇	三三、〇〇〇	大正十一年四月
忘却兵六	二	一、七〇〇	六五、〇〇〇	同
皇族畫報	一	九〇〇	五〇、〇〇〇	同
怪物退治	一	五〇〇	一〇、〇〇〇	同
アフリカ探險	一	五〇〇	一五、〇〇〇	同
關東地方大震災	二	一、八〇〇	四〇、〇〇〇	同
關東地方大震災	五	三、八〇〇	七六、〇〇〇	同
皇太子殿下御成婚	二	一、九〇〇	三六、〇〇〇	同
なまげ太郎勤儉獎勵漫畫	一	五〇〇	一六、〇〇〇	同
心の光	三	二、六〇〇	四七、〇〇〇	同
日本人ならば	二	八五〇	一八、〇〇〇	同
盤岩に築く	三	二、四〇〇	四六、〇〇〇	同
嵐山御養蠶	一	八〇〇	二〇、〇〇〇	同
旅順開城	一	一、〇一五	三三、〇〇〇	同
野に咲く花	三	八七〇	二七、〇〇〇	同
故郷の唄	三	三、六七〇	七五、〇〇〇	同
なまげちゃんさん	一	八〇〇	二四、〇〇〇	同
勤儉獎勵漫畫	一	八〇〇	二四、〇〇〇	同

第四節 民衆教育と娛樂

市街地に於ては、圖書館、博物館、商品陳列場、活動常設館、劇場等の設備完全し加ふるに隨時種々の展覽會、共進會、博覽會、各種講演、政談演說等民心開發、娛樂趣味等市街地を中心として開催せらるゝも地方農村に於ては常設的觀覽設備は勿論臨時的觀覽施設の開催も無く爲に農村をして無味荒涼ならしめ地方農村の疲弊衰頹の一因をなすの憾みあり故に地方農村に對しては可成民衆教育の機會と娛樂的施設を助長し以て無趣味なる農村生活に高尚なる趣味と娛樂とを提供する事は現下の急務なるも未だ之が對策策少きを遺憾とす本縣に於ては活動寫真機を利用し隨時地方農村の希望を入れて民衆教育に娛樂を兼て活動寫真講演會を開催しつゝあり。

第四章 各種教化運動

第一節 社會奉仕運動

一、社會奉仕日の舉行

社會奉仕の觀念を一般に鼓吹する爲、大正十年以來毎年七月三十日、明治天皇祭當日をトし縣下一齊に「社會奉仕日」を舉行し各種團體を始め縣民一般に社會奉仕として其の活動を獎勵せる結果、各種の社會奉仕事業行はれ公共的觀念の養成に資する所甚大なるを認めたり、其の事業としては、

- (一) 公私の施設する社會事業に對し金圓、物品又は勞力を寄附すること
- (二) 公共事業に對し、金圓物品、又は勞力を寄附すること、
- (三) 各個人又は各種團體に於て救貧、感化等慈善的行爲を爲すこと、
- (四) 公共團體に於ては隨所に社會奉仕講演會を開催すること、
- (五) 其の他各種適當なる社會奉仕事業行はれ、精神的に深き印象を縣民一般に與へたり。

第二節 民力涵養勤儉獎勵運動

大正八年三月、世界大戰後の對策として、政府は民力涵養に關する訓令を發し特に五大要綱を擧げて戦後國民の響ふべき所を明示せり、本縣に於ては、直に之が趣旨を体し普く一般縣民に對し之が趣旨を傳へしめると共に、實行要目を定め戮力協心之が實行を期し、最善の努力を致して以て其の趣旨に副はん事を期したり、爾來之が連續運動を續け或は活動寫真を各地に巡回映寫し、講演會、展覽會、其の他消費節約能率増進、廢物利用趣旨の宣傳、並に協議會等を開催更に勤儉貯蓄組合の設置、民力

の涵養、民風作興等に關する必行事項の協定、更に之が實行機關として自治會、戸主會、主婦會等を設置せしめ從來設置の青年團、處女會、其他教化團體等と聯絡提携の上實行を督勵する等最善の努力を拂ひたり、更に大正十三年八月勤儉獎勵運動の開始さるゝに及び直に福井縣勤儉獎勵委員會を設けし各郡町村又それ〴〵運動機關を設けて、之が實効を期する事に努めたり。運動開始以來既に三星霜、今や、全く宣傳時代を經過し實行の時代に入り、其の成績漸く見るべきものありと雖、未だ遺憾なき能はず、更に一段の策勵を加ふるの必要あるに鑑み、各般に亘つて之が對策を研究し、以つて實効を收めることに努めつゝあり。

勤儉貯蓄組合一覽表

(大正十四年十二月末現在)

組合數	二	八	三	一〇	四	六	一五	七〇	七	一〇	六	一	計
組合員	六〇〇	二、五〇〇	四二二	二、七四五	二、〇三三	三、四三三	〇七	二、二二七	三、五三三	五、八四五	二、九九〇	—	二七、二〇〇
貯金額	四、三三〇	七、五七七	七、三三三	二九、八八三	四九、六四八	〇一、〇三五	二〇、八六七	三、六六六	七、二一九	二〇六、四九〇	〇一、四九七	—	五八九、四四四

第五章 學校を中心とする社會教育的施設

從來學校教育は籠城的で學校内に限定し、教授訓練の方法施設にのみ没頭して其の目的を達成し効

果を擧げんと焦慮して居つたかの様であつたが、時勢は最早局限せられたる教育を以つて満足することを許さなくなつた。即ち教育の目的に關する見解は時代化し所謂教育の社會化社會の教育化を呼ぶるゝ様になつた。近時小中學校が時代の趨勢に順應し、地方文化の中心として智徳の啓發、風俗の改善、將又思想の善導に小學校が社會的に重きをなすに至つた事は云ふ迄でもないのである。今縣下に於て小學校を中心とせる社會教育施設の狀況の最も著しいものを記すと左の如し

學校設備の開放 學校の設備に社會教育上出來得る限り利用の道を講じ、學校兒童、男女青年、在郷軍人等に運動場を開放し尙校舍の如き各種團體の會合の場合に利用せしむる様になつて來た。

諸種展覽會 從來展覽會と云へば、單に兒童の成績品を陳列するに過ぎなかつたが、今日では學校所有の教具又は家庭より材料を蒐集し陳列をなし、廣く一般民衆に縦覽せしめ智識の普及精神修養に資しつゝあり。

展覽會の種類としては兒童成績品展覽會、青年處女兒童手藝品展覽會、青年處女作品展覽會、廢物利用考案展覽會、教育品展覽會、生活改善展覽會兒童衛生展覽會等何れも學校を中心として開催せり。

圖書館文庫の設置 青年處女又は一般民衆の智識徳操向上の機關として小學校内の圖書室又は兒童文庫を公開し、中には巡回文庫を各部落に兒童をして之れを爲さしめ回覽の便を與へ相當成績見るべきものあり。

印刷物の配布 學校に於て年一回若くは數回謄寫版なり、活版なりで印刷した機關雜誌又は小冊子を各戸又は青年團員、處女會員、婦人會員、戶主會員等に配布し、社會の重要事件、常識養成資料、精神修養資料、其の他實業方面の智識に關する事項並地方自治に關する事項等必須なるものを掲載し以て一般の閱覽に供しつゝあり。

揭示場の設置 學校所在町村學校附近、多くは校門の内外に揭示板を設置し、社會重要記事を掲げ校下公衆の一般に供し世情を通俗化せられつゝあり。

青年團處女會少年團其他各種教化團體の劃策指導 青年團處女會等自治的に其の施設經營をなしつゝあるも之れが指導に至つては學校が主腦となつて之等團體の事業の振興に寄與しつゝあり。

諸種の講話講演講習會の開催 思想善導、生活改善、勤儉獎勵、民力涵養等の講話會や講習會を開催しつゝあり。

父兄母姉懇談會及學藝會等 學校家庭及び社會と連絡上年一回乃至數回或は學校に或は大字各區等父兄母姉の集合の便なる處に於て會合を行ひ、教育、衛生、經濟方面の説話協議等をなし、父兄母姉の自覺を促し以て實踐指導につとめつゝあり。

娛樂の改善 各種の會合には餘興として奇術、音曲、講談、謠曲、劍舞、子供の唱歌、琴、尺八などの娛樂を加へて趣味の向上を計るあり、或は盆踊を校庭に行はしめて其の改善を圖るあり、或は俗

歌俗謠を調査し、地方民族の改善を圖り、又興行物に注意して娛樂機關の改善を圖る等社會教育方面には甚大の注意を拂はれつゝあり。

兒童保護施設 兒童の出席獎勵部落の改善を計り又育英事業子守教育、幼兒保育、貧困兒童教育、學用品の給與等の施設をなしつゝあり。

第六章 青年訓練施設

青年志氣の弛張と智能の高低とは國運の隆替に關係すること甚大なるは固より言を俟たず、是を以つて國家は常に青年の指導教養に重きを置き、其の施設に努めつゝある結果、遂年之が發達の趨勢にありと雖、尙未だ充分ならざるものあり、現下我國内外の情勢に鑑み國家の中心元氣たる次代の國民青年の教養に努むることは最も必要なるに屬す、之を以つて國家は一層、之等青年指導に資する爲今回、勅令第七十號を以つて青年訓練所令を公布し普く全國に亘つて之か設置を獎勵すること、せり青年訓練の目的とする所は青年の心身を鍛鍊して健全なる國民、善良なる公民たるの資質を涵養するにあり、此の計畫たる洵に國民訓育上空前の大事業にして國民舉つて之か成果を上げることに努力せざるべからず。

308
413

本縣に於ても夙に之を設置を勵獎したる結果、其の設置普く縣下各市町村に及び何れも良好なる成績を擧げつあり。

青年訓練所一覽

郡別	訓練所數	生徒數	經費	設立年月日
足羽	一四	六三	六,六七	十五年七月一日
吉田	一六	八六	四,一五	同
坂井	三三	一六二	一〇,八六	同
大野	元	三三	三,九二	同
今立	二七	一四	八,四四	同
丹生	二	二二	五,〇三	同
南條	八	八六	六,〇九	同
敦賀	三	四二	三,九六	同
三方	七	四〇	三,七七	同
三友	三	八三	一〇,四七	同
遠坂	八	五三	三,二七	同
大坂	九	五八	四,三二	同
福井	二七	一〇,一三	七,七三	同
計				

昭和二年三月二十日印刷
昭和二年三月三十日發行

福井縣學務部社會課

福井市湊下町九十番地

印刷者 野坂繁信

福井市湊下町九十八番地

印刷所 野坂印刷所

終

